

長野県農業協同組合青年部協議会 ポリシーブック2015

～若手農業者における政策提言集～



平成 27 年 12 月 14 日

JA長野県青年部協議会

【目次】

1. 農業政策について
2. TPPについて
3. 担い手対策について
4. 農家手取りの向上について
5. 購買品価格の高騰について
6. 販売、PRについて
7. 営農指導について
8. JA長野県青年部協議会について
9. 農協自己改革

1. 農業政策について

(1) 現状と課題

- ①農業政策について十分な内容を理解できていない。また、情報が伝わらないなどの不安も多い。
- ②将来的に展望がもてる政策が不明確であり、若手農業者が減少し地域農業が崩壊する恐れがある。

(2) 個人・青年部として取組むこと

- ①定期的に農政学習会を開催し、常に情報網を広め、農業政策について理解を深める。また、個人や青年部として具体的で建設的な意見・提案を発信すること。
- ②農家の現状を、国、県、市町村等の行政や、議員の方々に把握してもらう場をつくること。

(3) JA・行政へ要請すること

- ①農業政策についての情報をわかりやすく、伝える方法で発信すること。
- ②地域の現状に見合う将来を見越した農業政策を明確に示すこと。特に、中山間地を守る零細農家への現状把握し、中山間地でも農業が続けられるように連携すること。
 - ・鳥獣害および中山間地対策などについて実態に基づいた支援とさらなる助成金の拡充
 - ・水利の保全・確保。管理人の育成・継承。
 - ・遊休荒廃地の利用に伴う、新たな農薬のドリフト問題（品目変更による）。
 - ・農地集積。「団地化」（エリアごとの作物を決定）の推進など。
- ③所得補償制度について、地域ごとの特性を生かし明確に示し説明の機会を設けること。
- ④交通機関発達にともなう、農業等地場産業へ還元できる仕組みづくり。

2. TPPについて

(1) 現状と課題

平成27年10月5日にTPP交渉の大筋合意に至り、農林水産物の細目の81%が関税撤廃され、そのうち重要5品目だけでも30%が関税撤廃されるなど、国会決議や与党決議を大きく逸脱したものである。

大筋合意の内容や国会決議との整合性、本県農業、国民生活に与える影響などについて、政府・与党は徹底的に検証し、国民に十分な説明を行うとともに、農業・農村を守るための万全な対策を講ずる必要がある。

(2) 個人・青年部として取組むこと

- ① TPPの現状を正しく把握し、無関心や安易な考えでTPPを肯定している人に問題性を伝えていく機会を設けること。
- ② 国会批准に向け引き続き、強力な運動を展開するため、運動の先頭に立つ。
- ③ 国、行政、または国会議員に対し強く要請すること。

(3) JA・行政へ要請すること

- ① JA主体となり多くの組合員が理解するように学習会を定期的に関くこと。
- ② 大筋合意の農業分野の内容が、本県農業に与える影響を客観的に分析し、その結果を県民・国民に情報発信すること。
- ③ 大筋合意の農業分野の内容は、国会決議を逸脱しているため、このまま国会批准に向かうのであれば、反対運動を継続・強化すること。

3. 担い手対策について

(1) 現状と課題

- ①農業に対する不安要素が多く、農家の後継ぎ（新規就農含む）が減ってきている。
 - ・土地、機械設備などの確保および初期投資。
 - ・人付き合いや収入、技術面など。
 - ・自然災害や気象条件など。

(2) 個人・青年部として取組むこと

- ①担い手との交流、仲間づくり（青（壮）年部への勧誘）
 - ・生産、販売のバックアップをしていく。
- ②各単組の婚活イベントへの協力や情報提供
- ③一般企業の退職者に対して就農PR活動を行い、雇用を確保する。

(3) JA・行政へ要請すること

- ①JA、行政が協力して新規就農者、定年帰農者、地元後継者等のバックアップを行うこと。
 - ・土地、機械設備、初期投資など。
- ②継続して農業が行える環境作りを行うこと。
 - ・後継者対策、資金援助、研修会の場など。
- ③担い手育成方針や農業の魅力をPRする。
- ④一般企業の退職者に対して就農PR活動を行い、雇用を確保する。

4. 農家手取りの向上について

(1) 現状と課題

国内経済は上向きとの報道があるが、地域経済では実感はなく農業所得の低迷が続いている。また、消費税増税により、生産資材価格増加分を販売価格へ転嫁が困難なことや消費者の買い控えから、今後農業者への大幅な負担増が予想される。

(2) 個人・青年部として取組むこと

- ①自ら経営分析を実施すること。
- ②スキルアップを行うこと。
 - ・視察研修、情報交換、学習会、6次産業化の検討など。
 - ・直売会への積極的な参加（消費者との積極的な対話の実施）。

(3) JA・行政へ要請すること

- ①更なるコスト低減の指導や学習会などを実施すること。
- ②一早い情報発信を行うこと。
 - ・助成金、補助金など。
- ③生命の源である食・農畜産物への軽減税率の導入を検討すること。また、県産農畜産物消費に対する優遇措置などを検討すること。
- ④特色ある地域資源を活用し、マーケットインに基づく新商品開発を行うこと。

5. 購買品価格の高騰について

(1) 現状と課題

- ①農畜産物の販売価格が低迷している一方、資材価格が高騰し続け、コスト削減にも限界がきている。
 - ・輸入原料の高騰（燃料、飼料、施設、資材、肥料、農薬、機械など）
- ②国、行政の補助金が十分に活用できていない。
 - ・燃料、飼料、施設、資材、肥料、農薬、機械など。
- ③消費増税による今後さらに生産資材高騰が予想される。

(2) 個人・青年部として取組むこと

- ①情報を常にチェックし、盟友同士の情報交換をすること。
 - ・更なるコスト低減を求めた学習会などの開催。
 - ・生産資材や燃料の共同購入など、計画的な使用を行う。

(3) JA・行政へ要請すること

- ①更なるコスト低減の指導や学習会を実施すること。
- ②コスト低減を図る新品種の研究開発および飼育、栽培方法の確立をすること。
 - ・産地による施肥基準の見直しなど、新たな提案。
- ③一早い情報発信を行うこと。
- ④増税に対する一律の値上げでなく、産地を考慮した価格設定を行うこと。
- ⑤JA独自仕入等により生産資材費抑制の取組みを行うこと。

6. 販売、PRについて

(1) 現状と課題

信州農畜産物について、個々の特色を持った特産品（ブランド）が消費者に浸透・認知されていない。PRをより効果的に行うため、農業者・JA・行政・消費者一体となった取り組みが必要。また、県内独自の農畜産物の市場ルートが明確に示されていない。

(2) 個人・青年部として取組むこと

- ①直売等を通じて信州産の農畜産物のPR活動をする。
- ②農畜産物の品質向上や他との差別化を模索すること。
- ③スキルアップを行うこと。
 - ・視察研修、情報交換、学習会、6次産業化の検討など。

(3) JA・行政へ要請すること

- ①官民一体となった信州産農畜産物の販売PR・ブランド浸透活動をする。
 - さらに、フェイスブックなどソーシャルメディアを用いた効果的な情報発信を行うこと。
 - ・トップセールスを定期的実施すること。
 - ・新規需要の開拓をする。
 - ・商品パッケージのデザイン向上、少量多品種のパッケージング対応。
 - ・アンテナショップを活用したPR活動を実施すること。
 - ・友好姉妹都市との交流事業を展開すること。
 - ・観光大使を使うなど、メディア（テレビ・ラジオ・web）を多用し、信州農畜産物のPRを実施すること。
- ②JAによる販売事業の充実
 - ・新規販売チャネルの提案
 - ・JA間連携による品目別の集荷方法の工夫。
 - ・近隣JA施設等を利用した効率化の検討

7. 営農指導について

(1) 現状と課題

J Aの指導に“おんぶにだっこ”な生産者が多い。また、教科書どおりと受け取られかねない指導が見受けられ、各地域の独自色が少ない。営農指導の結果に対しては、天候を原因にすることが多い。

また、営農技術員の減少により忙しく、生産者への対応や新しい技術指導や情報などが不十分となっている。栽培技術や営農指導の低下はJ A全体の能力の低下につながってしまう。

(2) 個人・青年部として取り組むこと

- ①部会組織を通じた営農指導等をJ A任せにしすぎず、生産者自らが生産から販売まで携わるという意識を持つこと。
- ②産地間、生産者間の情報交換による新技術等の情報収集を行うこと。
- ③営農技術員に経験的な情報を提供し、生産者側からも営農技術員を育成するという意識を持つこと。

(3) J A・行政へ要請すること

- ①J A指導への責任が過大となっていると感じる為、生産者にある程度独自性を持たせ、生産の結果への責任を生産者自らに持たせるような指導体制をとること。
- ②指導の結果に対し、原因究明をしっかりと行ったうえで、天候よりも技術的、経験的な結果分析をすること。
- ③営農技術員と生産者相互がレベルアップできるような指導をすること。
- ④営農技術員自体のスキルアップやJ A全体の産地形成を目指した体制を整えること。
- ⑤多岐にわたる営農技術員の業務が、本来の指導業務中心型になるための仕事の棚卸しを行うこと

8. JA長野県青年部協議会について

(1) 現状と課題

県下は20JAで青（壮）年部活動を行っているが、JA長野県青年部協議会に加盟している単組は9JA（2014年度末現在）である。若手農業者不足などにより盟友数は年々減少傾向にあり、組織の弱体化が進んでいる。多くの盟友の声を反映するために、組織の基盤を強化し加盟単組や盟友を増やす取り組みを行う。

(2) 個人・青年部として取組むこと

- ①休会、未加入単組の加入促進を行うこと
 - ・加入促進に向けた情報発信、懇談会など
- ②魅力ある活動を構築すること。
 - ・マンネリ化の防止、新規イベントの考案など
 - ・他団体との連携・協力
 - ・食農教育活動の実践・支援
- ③事務局・営農技術員との意見交換の実施。

(3) JA・行政へ要請すること

- ①JA青年部活動強化に向けたバックアップ体制の確立すること。
 - ・事務局レベルアップのための教育（一般職員含む）
 - ・JA職員との情報交換会の実施
 - ・営農技術員の育成
 - ・食農教育活動の支援
- ②行政と連携した情報交換を実施すること。
- ③各種メディアに青年部活動を積極的に取り上げてもらう。

9. 農協自己改革

(1) 現状と課題

平成 27 年 4 月に通常国会に提出された農協法改正案が 8 月末に成立し、農業所得増大への最大限の配慮が明文化され、JA 全中の一般社団法人化、都道府県中央会の連合会への組織替え、監査法人による監査の導入、JA 役員要件の修正などが盛り込まれたが、この農協法改正によって農業所得が向上するのかが不透明である。

(2) 個人・青年部として取り組むこと

- ①自分たちの農協・問題として意識を高める
- ②改めて自分たちの組織を認識するため、学習会を行う
- ③積極的に意見を出す

(3) JA・行政へ要請すること

- ①農協改革に関する情報交換会・意見交換会を行うこと
- ②JA 改革によって、より大きな協同の成果を実感できる JA になること。